定款

株式会社 トップカルチャー

昭和50年 1月18日施行 平成 8年 3月27日改正 平成 11 年 6月 30 日改正 平成 11 年 10 月 22 日改正 平成11年11月 1日改正 平成 12 年 1月 18 日改正 平成12年 2月22日改正 平成 13 年 1月 23 日改正 平成13年 6月21日改正 平成14年 1月29日改正 平成 15 年 1月 29 日改正 平成 16 年 1月 28 日改正 平成 16 年 8月 20 日改正 平成17年 1月27日改正 平成 18 年 1月 26 日改正 平成 19 年 1月 26 日改正

平成 20 年 1 月 25 日改正 平成 21 年 1 月 28 日改正 平成 23 年 1 月 14 日改正 平成 27 年 1 月 16 日改正 令和 3年 8 月 27 日改正 令和 5年 1 月 19 日改正

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社トップカルチャーと称し、英文では、TOP CULTURE Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. レコード・コンパクトディスク・ビデオ・デジタルビデオディスクのレンタル及び販売
 - 2. 書籍・文具・化粧品・電化製品・ブランクメディア・楽器・ゲームソフト・時計・カメラ用品・エクステリア製品及び日用雑貨の販売
 - 3. 前2項の各商品の中古品の売買
 - 4. 映画・演劇・コンサート・スポーツ等各種催物のチケット販売
 - 5. 米穀・食料品・清涼飲料水・塩・酒類・たばこ・収入印紙・切手・はが きの販売
 - 6. 商品券、その他の金券の買取及び販売
 - 7. 医療機器の販売
 - 8. コンピューターのソフトウエアの開発及び販売
 - 9. コンピューターのハードウエアの販売
 - 10. 携帯電話の販売及び受託販売並びに同加入申込代理業
 - 11. 衛星放送の受信機器の販売及び受託販売並びに同加入申込代理業
 - 12. 上記各商品のインターネットを利用した通信販売業務
 - 13. 写真現像・焼付業
 - 14. クレジットカード取次に関する業務
 - 15. 店頭における広告物の配賦受託業務
 - 16. 飲食店、喫茶店の経営
 - 17. スポーツ施設・美術館・博物館・多目的ホール及び駐車場の経営
 - 18. 各種研修、講習会、カルチャースクール等の企画及び運営並びに講師の紹介及び派遣
 - 19. 保育施設の運営
 - 20. 人材紹介事業及び労働者派遣事業
 - 21. インターネットを利用した音楽及び映像提供サービス業

- 22. フランチャイズ形態の店舗の開発業及び経営コンサルタント業務
- 23. 流通業に関する研究・研修・広告宣伝及び印刷物の発行並びに情報の提供
- 24. 有価証券に関する投資及び運用業務
- 25. 損害保険代理業
- 26. 生命保険の募集に関する業務
- 27. 不動産賃貸業及び不動産管理業
- 28. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を新潟県新潟市に置く。

(機関の設置)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1)取締役会
 - (2) 監査役
 - (3)監査役会
 - (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、33,493,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は33,472,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は15,000株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は6,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株 とし、B種優先株式につき1株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当 てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名 簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会 社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役 会において定める株式取扱規程による。

第2章の2 A種優先株式

(A種優先配当金)

第10条の2 当会社は、第38条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)に対し、第10条の20に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「A種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計

算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第10条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

- 2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払A種優先配当金(以下「累積未払A種優先配当金」という。)を、第10条の20に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して支払うものとする。
- 3 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金(第10の3に定める A種期中優先配当金を含む。)及び累積未払A種優先配当金の合計額を超えて 剰余金の配当は行わない。

(A種期中優先配当金)

第10条の3 当会社は、第38条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日 を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期 中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又 は記録されたA種優先株主等に対して、第10条の20に定める支払順位に従い、 A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算 出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、 当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日) (同日を含む。) から当該期中配当基準日(同日を含む。) までの期間の実日 数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数 第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の 配当(以下「A種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配 当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める A種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、 当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種 優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る 期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

- 第 10 条の 4 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第 10 条の 20 に定める支払順位に従い、A種優先株式1 株当たり、第 10 条の 5 第 2 項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。
 - 2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

- 第 10 条の 5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、 A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求する こと (以下本章において「償還請求」という。) ができる。当会社は、かかる 請求 (以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。) がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあった A種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。
 - 2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額=100,000円×(1+0.08) m+n/365

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m 年と n 日」とし、「m+n/365」は「(1+0.08)」の指数を表す。

(控除価額算式)

控除価額=償還請求前支払済優先配当金× (1+0.08) x+y/365

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.08)」の指数を表す。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当 会社の定める償還請求受付場所に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第10条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、第10条の5に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、 強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その 合計額を基本償還価額相当額から控除する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第10条の7 A種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その 有するA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付す ることを請求(以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日 を「転換請求日」という。)することができる。

2 取得と引換えに交付すべき財産

(1)本条に基づき、当会社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数=A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数×第 10 条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は350円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年9月1日以降の毎年2月末日及び8月末日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記へにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当会社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式 数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記 口に基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

調整後転換価額=調整前転換価額×(既発行普通株式数+ ((交付普通株式数 ×1株当たりの払込金額) ÷時価)) ÷ (既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日 が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通 株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額 の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

- (b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその 調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合 (無償割当ての場合を含む。) (ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。) の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。) その他の証券若しくは権利の転換、交換又

は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適 用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の 対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の 確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の 条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転 換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降 これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、 その小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による 影響を考慮する必要があるとき。
- (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e) により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、A種優先株式に係る転換請求書が当 会社の定める転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(議決権)

第10条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議 決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

第 10 条の 9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は 分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを 受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(A種優先株式に係る譲渡制限)

第 10 条の 10 当会社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

第2章の3 B種優先株式

(B種優先配当金)

第10条の11 当会社は、第38条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」といい、B種優先株主等」という。)に対し、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「B種優先配当金額」という。)を支払う

(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第10条の12に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

- 2 ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払B種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払B種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払B種優先配当金(以下「累積未払B種優先配当金」という。)を、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して支払うものとする。
- 3 当会社は、B種優先株主等に対して、B種優先配当金(第10条の12に定めるB種期中優先配当金を含む。)及び累積未払B種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

(B種期中優先配当金)

第10条の12 当会社は、第38条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当をするときは、 期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主等に対し て、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

- 第10条の13 当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払B種優先配当金(ただし、残余財産分配日が剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間である場合は、当該剰余金の配当は行われないものとみなして計算する。)及び日割未払B種優先配当金(残余財産分配日の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日としてB種期中優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第10条の12に従い計算されるB種期中優先配当金相当額をいう。以下同じ。)を加えた金額を支払う。なお、当該金額に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - 2 B種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第 10 条の 14 B種優先株主は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式 (当会社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当会社に対し、分配 可能額の80%を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引 換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」と いう。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本 章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い 取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得でき ないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得 株式数を決定する。

- 2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種優先株式1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払B種優先配当金及び日割未払B種優先配当金(ただし、第10条の13第1項に定める日割未払B種優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて計算する。)を加えた額とする。
- 3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、B種優先株式に係る償還請求書が当 会社の定める償還請求受付場所に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第10条の15 当会社は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式(当会社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、B種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種優先株式1株当たりの払込金額の2.0倍の金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払B種優先配当金及び日割未払B種優先配当金(ただし、第10条の13第1項に定める日割未払B種優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。)を加えた額とする。

(普通株式を対価とする取得請求権)

- 第10条の16 B種優先株主は、2024年9月1日(同日を含む。)から同年11月30日(同日を含む。)まで、2025年9月1日(同日を含む。)から同年11月30日(同日を含む。)まで又は2026年9月1日(同日を含む。)から同年11月30日(同日を含む。)までの期間中いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求(以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。)することができる。
 - 2 取得と引換えに交付すべき財産
 - (1) 本条に基づき、当会社がB種優先株主に対し対価として交付する普通株式

の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

- B種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数
- = B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数×第10条の14第2項に従い 計算される取得価額相当額(ただし、取得価額相当額は、「償還請求日」を「転 換請求日」と読み替えて算出される。) ÷転換価額
- (2) 転換価額
- イ 当初転換価額
- 当初転換価額は350円とする。
- ロ 転換価額の調整
- (a) 当会社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

=調整前転換価額× (既発行普通株式数+ ((交付普通株式数×1株当たりの払 込金額) ÷時価)) ÷ (既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は 当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無 償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

- (b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合 (無償割当ての場合を含む。) (ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。) の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。) その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合
 - 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式等の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その

日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の 対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の 確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の 条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転 換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降 これを適用する。

- (iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の 終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数 第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく 調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事 由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e) により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
 - (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、B種優先株式に係る転換請求書が当 会社の定める転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(議決権)

第 10 条の 17 B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議 決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

第 10 条の 18 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は 分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを 受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(B種優先株式に係る譲渡制限)

第10条の19 当会社のB種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

第2章の4 優先順位

(優先順位)

- 第 10 条の 20 A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、累積未払A種優先配当金、累積未払B種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者(普通株主及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払A種優先配当金及び累積未払B種優先配当金を第1順位(それらの間では同順位)、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位(それらの間では同順位)、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者(普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当を第3順位とする。
 - 2 A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、その他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る残余財産の分配を第2順位とする。

3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の 配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位 の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分 の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付す る書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を もって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を

行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出し なければならない。

(種類株主総会への準用)

第16条の2 本章の規定は、種類株主総会について準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副 社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。
 - 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発

する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役 会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める 取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第28条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第29条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、4年後の定時株主 総会開始の時までとする。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催する ことができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める 監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査 役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取 締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度及び決算期)

第36条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議 によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第38条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年10月31日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領 されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

- 1. 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款 第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有す る。
- 2. 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。